

## ウィズコロナ時代のニュービジネスモデル等事業転換促進事業 業務委託仕様書

### 1 目 的

県内の中小企業・小規模企業が、ウィズコロナ、アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応し、事業継続していくためには、既存の事業の再構築、業態転換を図っていくことが重要となってきます。一方で、中小企業・小規模企業にとって、事業再構築や業態転換を行うことには大きなリスクが伴います。

本事業では、新型コロナウイルスの影響を受けている飲食業、観光業、イベント業などの様々な業種において、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えながら、先進的かつ創造的なアイデアを以って、事業再構築を目指すビジネスモデルの事例を収集し、個々のビジネスモデルにおける課題やリスク等を分析・評価するとともに、あわせて、事業再構築に向けた具体的な取組手法をも提示できるような、「事業再構築ガイドブック（仮称）」（以下、「ガイドブック」という）を策定していきます。また、策定したガイドブック（冊子版及びWeb版）に基づいて県下において「事業再構築セミナー（仮称）」（以下「セミナー」という）を実施するとともに、中長期的に活用できるオンラインセミナー用動画として取りまとめていきます。

県では、本事業で策定した、これらのガイドブックやオンラインセミナー用動画を、中小企業・小規模企業が事業再構築に取り組む際に活用できるツールとして、三重県のホームページで公開していきます。また、金融機関や支援機関と連携して、県内中小企業・小規模企業へ紹介することで、県内中小企業・小規模企業の投資意欲を喚起するとともに、事業再構築の計画策定や業態転換を促進していきます。

### 2 契約期間

契約の日から令和3年11月30日（火）まで

### 3 契約上限額

27,698,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 4 業務内容

#### (1) 事業再構築に係るビジネスモデル事例の収集

- ・多くの事業者で活用可能なガイドブックとするため、バラエティーに富んだ業種や事業再構築の事例を類型化して収集すること。
- ・成功事例だけでなく、事業再構築の計画策定や業態転換を検討するうえで参考となるような、成功に至らなかった事例についても事例収集を行うこと。

★【提案ポイント】

下の「類型の設定と事例の収集例」を参考に、類型化の方法について提案すること。必ずしも例に従う必要はありません。

① 事例収集の件数

3～5類型で15～20事例程度をバランスよく収集すること

(類型の設定と事例の収集例)

類型	事業再構築ビジネスモデル事例
販路開拓型	<ul style="list-style-type: none"><li>・飲食店が主な取引先だったおしぼり業者が介護福祉事業者向けの新たな販路を開拓する【飲食関連サービス業】</li><li>・観光需要減に苦しむ宿泊施設がワーケーション需要を取り込む【観光業】</li></ul>
社会課題解決型	<ul style="list-style-type: none"><li>・キッチンカー事業者が、自前の車両を活用して、買い物難民に対する移動スーパーを開始する。【飲食業】</li><li>・タクシー会社が保健所のコロナ患者や検体の搬送を請け負う【サービス業】</li></ul>
新規需要発掘型	<ul style="list-style-type: none"><li>・画像処理サービス会社が映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを提供する。【サービス業】</li><li>・和菓子製造会社が、和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始する【食品製造業】</li></ul>
企業間連携型	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たにデリバリーを行いたい飲食店とタクシー会社が連携して食事のデリバリーサービスを提供する【飲食業、サービス業】</li><li>・旅行会社とコンテンツ作成会社が連携してバーチャルトリップのコンテンツを開発する【観光業、ITサービス業】</li></ul>
既存資源活用型	<ul style="list-style-type: none"><li>・ミニシアターがサブスクでニッチな映画配信サイトを運営する【遊興業】</li><li>・スポーツジムがオンラインでeスポーツコンテンツを配信する【その他】</li></ul>

② 事例収集手法

- ・デスクトップ調査、当事者インタビュー等により、実現可能性が見込まれるビジネスモデル事例を収集すること。

★【提案ポイント】

県内のみならず、話題となっているようなビジネスモデルに関して当事者インタビューを行うこと。ガイドブックの目玉となるようなインタビュー先を3事例程度提案すること。コンペ提案段階でインタビュー先の了承は取れていなくてもよいものとする。

## (2) 事業化可能性についての分析及び評価

### ① 分析・評価項目

- ・個々の事業再構築ビジネスモデル事例に関して、市場ニーズ、許認可等の制約条件、競合他社の存在、リスク、採算性、課題等の項目で、分析・評価を行うこと。

#### ★【提案ポイント】

事業再構築の計画策定において、押さえておくべき視点を考慮した分析・評価項目を検討し、提案すること。

### ② 分析・評価の手法

- ・それぞれの分析・評価項目における分析・評価手法については、有効かつ簡易な手法を採用すること。
- ・中小企業や小規模企業が実際に自身で模倣して取り組めるよう、上記分析・評価項目ごとの具体的実施手順をあわせて、ガイドブックに盛り込むこと。

#### ★【提案ポイント】

- ・各分析・評価項目における分析・評価手法について、具体的な有効かつ簡易な手法を提案すること。

### ③ 事業事例の総合評価

個別のビジネスモデル事例について各分析・評価項目における結果をふまえたうえで、中小企業・小規模企業が事業化する上での、総合的な評価を行うこと。

## (3) 事業再構築ツールの策定

### ① 形式

- ア 事業再構築ガイドブック（仮称）（冊子版）
- イ 事業再構築ガイドブック（仮称）（Web版）
- ウ オンラインセミナー用動画

#### <ア及びイについて>

- ・ガイドブックへ掲載する事例件数については、4（1）で設定する3～5類型で、全15～20事例程度の掲載を目安とする。
- ・業種、類型ごとなどにより事業再構築ビジネスモデル事例を探せるよう、目次や索引などを工夫すること。
- ・成功事例だけでなく、成功に至らなかった事例についても分析・評価を行ったうえで、紹介を行うこと。

#### <イについて>

- ・PDF データで作成し、リンク機能等を効果的に使用することによって、ページ遷移やデータ内検索が容易にできるよう工夫すること。

<ウについて>

- ・ガイドブックの内容を解説する講義を単に録画するといった形式ではなく、途中に関係者インタビューや事例紹介動画等を挟みこむなど、編集の工夫をすること。
- ・セミナー用動画は、章ごとに動画を分けるなど、構成や時間配分を工夫し、視聴者が、集中力を持続させながら随意に見られるように工夫すること。
- ・動画規格は「mp4」データとし、章立てを行う場合には、1つの動画ファイルの容量が4GB未満となるように作成すること。

★【提案ポイント】

- ・中小企業・小規模企業の興味を引くため、また、わかりやすく理解してもらうため、どのような工夫を行うかについて、提案すること。

② 策定期日

- ・ガイドブック（冊子版、Web版）の策定期日：令和3年10月初旬頃
- ・オンラインセミナー用動画：令和3年10月初旬頃。ただし、後述4（4）①によるセミナーを映像素材として活用する場合は、11月中旬頃まで提出期日を延長することを可とする。

（4）ガイドブックを活用した促進策

① セミナーの開催

三重県内の事業者を対象に、事業再構築の計画策定や業態転換を促進するため、「事業再構築ガイドブック」を活用したセミナーを実施すること。

なお、4（3）①ウにある「オンラインセミナー用動画」については、実際に開催するセミナーを録画したものをベースとし、インタビューや事例紹介などの動画を盛り込んで編集したものでも可とする。

- ・実施回数 5回程度（三重県内）
- ・実施時期 令和3年10月中旬頃～11月中旬頃

（5）最終報告書の作成

本委託業務を総括的に分析、考察し、今後の普及促進等に関する県への提言等を含む最終報告書を作成すること。

<最終報告書に含むべき事項>

- ・本業務の総括的考察
- ・今後の普及促進等の方法に関する県への提言

- ・当事者インタビューの全記録
- ・事例収集を行った全件についての調査、分析・評価結果
- ・ガイドブックの作成にかかる事例選定の考え方

## 5 業務実施における留意事項

- (1) 業務開始に際しては、業務の実施体制について報告を行うこと
- (2) 業務実施に当たっては、随時、進め方等について三重県と協議のうえ進めること
- (3) この仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること
- (4) 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること
- (5) 業務に係る一切の経費は、すべて契約金額に含むものであること

## 6 成果品の提出

本業務における成果品として、下表のとおり提出すること。なお、すべての成果品の著作権は三重県に帰属するものとします。

成果品	提出期限	媒体
4 (3) ①ア 事業再構築ガイドブック (冊子版)	令和3年10月初旬	A4判冊子 2,000部
4 (3) ①イ 事業再構築ガイドブック (Web版)	令和3年10月初旬	A4判1部、 電子媒体(PDFデータ)
4 (3) ①ウ オンラインセミナー用動画	令和3年10月初旬 又は 令和3年11月中旬	電子媒体(mp4データ、 1本あたり4GB未 満)
4 (5) の最終報告書	令和3年 11月30日(火)	A4判 紙媒体と電子媒体を 1部ずつ

## 7 履行の確認

履行確認は、委託業務完了後において、別途指示する日時に行います。

## 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- ③ 発注所属に報告すること
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

#### 10 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

#### 11 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守することとします。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。